

【未来につなぐ園芸産地強化事業の概要】(案)(市単独補助事業)

1 事業主体

- ① 認定農業者 ②R8年度内に認定農業者になる見込みのある人
- ② 農業者組織(3戸以上、法人)(※規約のある組織)

2 補助対象事業

- (1) 野菜・果樹・花きの優良品種苗の導入
- (2) パイプハウスまたは雨よけ施設等の導入
※耐雪型パイプハウス(規格は担当へご確認ください。)の導入を優先的に支援します。
- (3) 暖房設備、かん水設備その他の設備の導入
※防霜ファン、リターンスタックヒーター等の防霜効果のある設備も対象となります。
- (4) 共同利用する機械の購入または設置
- (5) 支柱・アーチパイプ等の生産資材の購入に要する経費
※導入後少なくとも3年間継続使用する資材に限ります。
- (6) 施設の耐久性向上や長寿命化に係る改修
- (7) 園芸作物への転換・温暖化対策に係る改修等
(換気設備、ミストシステム、外気導入システム導入等)
- (8) 第三者から継承する施設等の移設や改修経費
(解体撤去費、運搬費、建込費、必要となる部材等)

【注意点】

- (1) 優良品種苗の導入については「3戸以上の農家からなる組織又は法人」のみ該当となります。

3 補助金の額 補助対象経費の1/3以内

(千円未満切捨て、補助金額上限:(1)30万円、(2)~(7)100万円、(8)25万円)

4 対象作物 (※変更の場合があります。)

野菜	えだまめ きゅうり トマト 食用菊 アスパラガス きゅべつ ねぎ 白菜 雪菜 遠山かぶ 豆もやし おかひじき うこぎ ほうれんそう こまつな アスパラ菜 なす(R8.4~)
果樹	りんご さくらんぼ ぶどう 西洋なし もも
花き	アルストロメリア ひまわり トルコギキョウ 啓翁桜 ストック 小菊 スプレー菊 紅花 りんどう 観賞用とうがらし

5 事業実施可能時期 5月以降(4月中の着工を希望する場合は御相談ください。)

6 その他

- (1) 施設や機械の単純更新(古くなったハウスの単純な建替えや被覆資材の張替えなど)は対象外です。
- (2) 要望書へは業者から見積りを取るなどしてできるだけ正確な金額の記入をお願いします。
- (3) 事業実施後3年間対象作物の生産・販売状況を報告していただきます。

※新規事業のため内容の変更により一部対象外になる場合があります。